民生常任委員会 審査順序

○　付託議案等について

議案第 85 号　令和２年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中 ２款　総務費 ３款　民生費 ４款　衛生費 ９款　消防費	 １項　総務管理費 全部 全部 全部	 ３目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、こども未来基金積立金、13目

議案第 87 号　令和２年度八戸市介護保険特別会計補正予算
議案第 93 号　八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94 号　八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 95 号　八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 96 号　八戸市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 97 号　八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98 号　八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 99 号　八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 100 号　八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 101 号　八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 102 号　八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 103 号　八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 108 号　（仮称）八戸市総合保健センター建設事業外構工事請負の一部変更契約の締結について

○　陳情審査
令和２年陳情第２号　看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情
令和２年陳情第３号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

［民生協議会］
○　所管事項の報告について
・　新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について

民生常任委員会資料
令和２年６月10日
福祉部こども未来課

議案第93号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

国の子ども・子育て会議がとりまとめた「子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針」を受けて、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正が令和２年４月１日に公布、施行されたことに伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

２　改正の内容

・特定地域型保育事業者の連携施設の確保について（第42条第４項及び第５項を改正）

０～２歳児を対象に保育を提供する特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の総称）は、保育の提供終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、卒園後の受け皿となる連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保することが原則であるが、その例外規定を追加するもの。

改正前	改正後
連携施設の確保が困難な場合、入所定員が20人以上である次の事業所等からの確保も認める。 ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設	左記に加え、市が保育所等の利用調整を行うに当たり、特定地域型保育事業の卒園児を優先的に取り扱う措置等を講じることによって引き続き必要な教育又は保育が提供される場合は、連携施設の確保をしないことができる。

３　施行期日

公布の日

民生常任委員会資料
令和２年６月10日
福祉部こども未来課

議案第94号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

国の子ども・子育て会議がとりまとめた「子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針」を受けて、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正が令和２年３月 26 日に公布され、令和２年４月１日から施行されたことに伴い、当市においても家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

２　改正の概要

（１）卒園後の受け皿としての連携施設の確保について（第６条第４項及び第５項を改正）

０～２歳児を対象に保育を提供する家庭的保育事業者等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の総称）は、保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、卒園後の受け皿となる連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保することが原則であるが、その例外規定を追加するもの。

改正前	改正後
連携施設の確保が困難な場合、入所定員が20人以上である次の事業所等からの確保も認める。 ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設	左記に加え、市が保育所等の利用調整を行うに当たり、家庭的保育事業等の卒園児を優先的に取り扱う措置等を講じることによって引き続き必要な教育又は保育が提供される場合は、連携施設の確保をしないことができる。

（２）居宅訪問型保育事業者による保育の提供について（第37条第４号を改正）

保護者の就労等の状況を勘案し、居宅訪問型保育事業者による保育を提供する場合を定める規定について、その内容をさらに明確化するもの。

改正前	改正後
ひとり親家庭等の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育の必要性が高いと認められる乳幼児に保育を提供する。	左記に加え、保護者の疾病等の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応についても保育を提供する。

３　施行期日

公布の日

民生常任委員会資料
令和２年６月 10 日
福祉部こども未来課

議案第 95 号

八戸市保育士修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正の理由

全国的に深刻な保育士不足の状況が続く中で、奨学金貸与者の範囲を拡大し、保育士として業務に従事する際の要件を明確化することにより、市内保育所等における保育士確保の拡充を図るため。

２．改正の内容

	改正前	改正後
貸付範囲の拡大	市内の保育士養成施設に在学する者を対象とする。	市外の保育士養成施設に在学する者も対象とする。
返還債務の免除	・従事期間に応じた免除額を規定（５年以上従事：全額免除） ・勤務形態の規定なし	・定量的な勤務時間の規定を追加（１日当たりの所定労働時間が６時間以上で、かつ１か月の所定労働日数が 20 日以上）

３．施行期日

公布の日

民生常任委員会資料
令和２年６月１０日
福祉部障がい福祉課

議案第 96 号　八戸市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、心身障害者医療費の受給資格における 65 歳以上の心身障害者の要件について所要の改正をするとともに、生活保護受給者の適用除外等に係る規定の整備をするためのものである。

２　主な改正内容

八戸市心身障害者医療費支給条例第３条の受給資格を次のとおり改正する。

・65 歳以上の者の要件として、65 歳未満から継続して心身障害者である者が対象となる旨の規定を追加する。
・生活保護受給者は適用除外である旨の規定を追加する。

３　施行期日

・公布の日

民生常任委員会資料
令和２年６月10日
市民防災部 国保年金課

議案第100号 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正理由

当市国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（給与の支払いを受けている者）に対して傷病手当金を支給するため、新たに規定を設けるものである。

２．傷病手当金の支給対象者

次の項目すべてに該当する者

（１） 勤務先から給与の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者

（２） 感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が３日間を超える者

（３） 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない者

なお、支払いを受けることができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給する。

３．傷病手当金の支給額

直近の継続した３月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×（労務に服することができない期間の日数－３日間）

４．傷病手当金の支給期間

支給開始日から起算して最長１年６月まで

５．施行期日等

（１） この条例は、公布の日から施行する。

（２） 改正後の附則第10項から第15項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から同年９月30日以後の規則で定める日までの間に存する場合に適用する。

民生常任委員会資料
令和２年６月 10 日
市民防災部 国保年金課

議案第１０１号　八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例を設けるためのものである。

２．主な改正内容

（１）課税限度額の改定（第３条関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）にそれぞれ引き上げる。

令和２年度 国民健康保険税		基礎課税額 （医療分）	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 （40歳以上65歳未満）
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 １人あたり	23，000円	7，000円	8，000円
平等割額	１世帯あたり	25，000円	8，000円	9，000円
課税限度額 （世帯の１年間の上限額）		63万円	19万円	17万円

（２）軽減措置に係る基準の改定（第24条関係）

保険税（均等割額及び平等割額）の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずべき金額を次のとおり引き上げ、基準を緩和する。

軽減割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
７割	33万円以下	※改正なし
５割	33万円＋28万円×被保険者数	33万円＋28万5千円×被保険者数
２割	33万円＋51万円×被保険者数	33万円＋52万円×被保険者数

（３）新型コロナウイルス感染症に関する保険税の減免申請書の提出期限の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険税の減免申請に関する規定を整備する。（納期限目までの申請期限を年度末に延長）

３．施行期日等

（１）この条例は、公布の日から施行する。

（２）改正後の第３条第２項及び第４項並びに第24条の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について

１．実施の理由

令和２年５月１日付けで国から示された新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準に基づき、被保険者等の負担軽減や生活の安定を図ることを目的として、国民健康保険税の減免措置を講ずるものである。

２．減免措置の主な内容

減免対象	減免割合	対象期間
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 【人的被害】	全　部	令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に納期限がある保険税
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの【収入減少】 ※ 世帯の主たる生計維持者について ①事業収入等のいずれかが前年に比べて 10 分の３以上減少する見込み ②前年の所得の合計額が 1,000 万円以下 ③収入減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下	２割から全部	

※ 減免対象期間内の保険税について、納期限を経過しても遡及して減免を行う。

３．財　源

減免した保険税額については、全額国から財政支援される。

４．受付開始時期

７月中旬以降（令和２年度国保税納税通知書発送後を予定）

５．申請期限

令和３年３月３１日（予定）

６．周知方法

令和２年度国保税納税通知書発送時に同封する「国保だより」に減免のお知らせを掲載するほか、市のホームページ等で周知を図る。

民生常任委員会資料
令和２年６月 10 日
市民防災部介護保険課

議案第 102 号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例を定め、その他規定の整備をするためのものである。

２　改正の内容

(1)　保険料率について

公費による低所得者対策として、第１段階から第３段階の保険料率を下表のとおり引き下げる。

段階	対象者	保険料基準額に対する割合（年額）	
		平成 31 年 ４月～	令和２年 ４月～
第１段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が 80 万円以下の者	0.375 (28,350 円)	0.3 (22,680 円)
第２段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	0.60 (45,360 円)	0.5 (37,800 円)
第３段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が 120 万円超の者	0.7125 (53,865 円)	0.7 (52,920 円)

(2)　徴収猶予について

猶予期間を、現行３月から、納付することができないと認められる金額を限度として１年以内へと延長する。

(3)　減免申請書の提出期限について

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料（令和元年度分及び令和２年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和２年２月１日から令和３年３月 31 日までのもの）の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限は、特例として市長が別に定める日（令和３年３月 31 日）とする。

３　施行期日

公布日から施行する。保険料率については、令和２年度保険料から適用する。

（参考資料）

介護保険料の減免について

１　概要

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の減免等を行う。」とされたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少したと認められる場合等に第１号被保険者に係る介護保険料を減免するもの。

２　減免の内容

⑴　対象者及び減免額

① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。　全額

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの減少が見込まれるときで、次の要件を満たす場合。　次の計算式により求めた額

・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などで補てんされる金額を除く）が、前年の事業収入等の 3/10 以上。

・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下。

〈 計算式 〉

保険料減免額　＝　対象保険料額　×　減免割合

（Ａ × Ｂ ／ Ｃ）　　Ｄ

Ａ：当該第１号被保険者の保険料額

Ｂ：第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

Ｃ：第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額

Ｄ：減免の割合（前年の所得に応じた割合）

前年の合計所得金額	減免の割合	備考
200 万円以下	10 分の 10	事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。
200 万円を超えるとき	10 分の 8	

⑵　減免対象の保険料（令和元年度分及び令和２年度分）

普通徴収の納期限（特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日）が、
令和２年２月１日～令和３年３月 31 日に設定されているもの。

３　財源　　国の特別調整交付金を活用予定（全額国庫負担）

４　スケジュール

令和２年６月　八戸市介護保険条例改正

周知方法は、納付書同封チラシ、通知書裏面に記載。

７月　減免申請書の受付開始

民生常任委員会資料
令和２年６月１０日
市民防災部防災危機管理課

議案第 103 号　八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が令和２年４月１日より施行されたことに伴い、関連条例の「八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例」の所要の改正を行うものである。

２　主な改正内容

(1) 補償基礎額の改定

①消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を 8,800 円から 8,900 円に引き上げる。（第５条第２項第２号）

②補償基礎額表（附則別表）の改正（引き上げ）

附則別表（条例第５条関係）

補償基礎額表

	改正後			改正前		
階級	勤務年数			勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	8,800円	9,700円	10,600円

(2) 法定利率の改定

附則第３条の４の障害補償年金、第４条の遺族補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率の「１００分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

３　施行期日

条例公布の日から施行する。

ただし、令和２年４月１日以後に支給すべき事由の生じた補償等について適用し、令和２年４月１日前に支給すべき事由の生じた補償等については、従前のとおり適用するものとする。

民生常任委員会資料
令和２年６月 10 日
健康部保健所保健総務課

令和２年陳情第２号　看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

陳情項目
１．看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の特定最賃（「特定最低賃金」）を新設すること

1　特定最低賃金制度の概要及び全国・県での設定

（１）特定最低賃金とは

・　特定の産業又は職業について設定される最低賃金
・　関係労使の申し出により、基幹的労働者を対象として地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めるものについて設定

〈参考〉　地域別最低賃金
・産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用される最低賃金　⇒　青森県最低賃金　時間額 790 円（令和元年 10 月４日から）

（２）特定最低賃金の決定等

全国設定の特定最低賃金については国の中央最低賃金審議会で、各都道府県を地域としての特定最低賃金については各労働局に設置される地方最低賃金審議会で、関係労使からの申出を受けて、まずは必要性の有無に関して諮問、調査審議が行われ、必要性があるとの答申があった場合、改めて、各審議会に諮問、調査審議が行われて設定額が決定する。

（３）特定最低賃金を新設の要件等

事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする公正競争ケースでは、当該産業別最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表する者による申し出であること。

申出書には、必要事項（代表する範囲、適用範囲、件名、申出内容、公正競争確保上最低賃金が必要な理由など申出理由）の記載が必要である。

また、必要性の有無の決定に関しては、関連する諸条件を勘案の上、企業間、地域間、組織・未組織間に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差の存在等を個別具体的に明らかとする資料が不可欠である。

なお、労使のいずれか一方の３分の１以上の合意に基づく申し出があったものは、公正競争上必要がある場合に該当するものとして扱われる。

（４）全国設定の特定最低賃金

全国を適用地域として、特定の産業について厚生労働大臣が定めているものは次の１種類

《全国非金属鉱業最低賃金》

①　適用する労働者　主として鉱業法第３条に規定する、りん鉱、石灰石等を採掘し、又は採掘する事業場において坑内作業に従事する労働者
③　最低賃金　１日　5,772 円
④　発効年月日　平成元年５月 17 日

（５）青森県内で設定されている特定最低賃金

① 適用する労働者・最低賃金

産業名	時間額
鉄鋼業	900 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	829 円
各種商品小売業	821 円
自動車小売業	861 円

② 発効年月日　　令和元年 12 月 21 日

２　看護師給与に係る資料

（１）新卒看護師の初任給＜平均基本給与額＞

（単位：千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
専門学校卒	青森県	183.0	184.7	188.5
	東京都	209.4	206.2	209.8
	全国平均	198.7	198.6	200.1
大学卒	青森県	192.3	194.5	196.3
	東京都	215.6	212.6	216.3
	全国平均	205.8	205.6	207.0

出典：日本看護協会 病院看護実態調査

（２）全業種新卒者の初任給

（単位：千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短大・高専卒	青森県	153.0	157.2	158.5
	東京都	185.0	191.6	188.2
	全国平均	175.6	176.9	179.2
大学卒	青森県	178.7	184.9	192.2
	東京都	209.6	211.3	214.9
	全国平均	202.0	203.4	206.1

出典：政府統計 各年賃金構造基本統計調査

３　本陳情の趣旨に関係した国に対する全国設定の特定最低賃金に係る申し出の事例

（１）審議年月日・審議機関

平成 30 年 7 月 26 日（木）　第 51 回中央最低賃金審議会

（２）申し出の概要

全国を適用範囲として、病院を営む使用者に使用される看護師の特定最低賃金の決定を求める。（「公正競争ケース」による申出）

① 申出者

日本医療労働組合連合会

② 特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

日本国内において、日本標準産業分類 831 に規定される病院を営む使用者に使用される看護師 869,666 人

③ 申出者が代表する基幹的労働者の人数

約 80,000 人（全体の約 9.5%）

④ 主な申出の理由

- 医療業の賃金は他産業と比較して低い実態にあり、看護師の賃金は高等学校教員の賃金と比較しても低く、社会的役割にふさわしいものとは言えない。
- 地域間、施設間、雇用形態による賃金格差があり、賃金の地域差は利益率の差にも反映されている。
- ILO 看護職員条約・勧告（1977 年）で、看護師の報酬について、その職業に引きつけかつ留めおくような水準に決定されるべき等の規定がある。
- 医療・看護の質の向上には、賃金・労働条件の改善が不可欠。

（３）申し出に係る取り扱い＜第 51 回中央最低賃金審議会会議録から＞

特定最低賃金の新設の申し出に当たっては、その前提として賃金の不当な切り下げによる競争関係が存在していることの具体的な疎明が不可欠である。賃金構造基本調査によると、平成 20 年度以降、賃金水準は増加傾向が続いており、賃金上昇率も全産業平均より高い状態が確認できる。また、不当な賃金引き下げにより、サービス価格の競争が生じ、その結果として、全国規模で利用者がサービス価格の低い施設へ流れる等の価格競争も確認できない。

さらに、本件申し出の申出者が代表する基幹的労働者の人数は約 80,000 人と看護師全体の約 9.5%と、当審議会への諮問が行われることが望ましいとされている３分の１以上の合意との要件を満たしていないところである。

以上により、本件申し出については、競争関係が認められない事業等、全国特定最低賃金の新設に無理があると判断できることから、諮問の対象外とする。

民生常任委員会　資料
令和２年６月10日
市民防災部介護保険課

陳情第３号　介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

陳情項目
１　介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の特定最賃（「特定制定賃金」）を新設すること

１　介護報酬について

提供したサービスの内容に応じて、介護給付費単位数表により単位数を算定し、１単位の単価を乗じて金額に換算する。なお、１単位の単価は、都市部等の１級地から７級地に対する上乗せ割合、及びサービスの種類により設定される。

八戸市は「その他の地域」に該当し、最も高い東京都特別区と比較するとその差は最大1.14倍となる。

２　介護職員の賃金改善（国の施策）について

・介護職員処遇改善交付金（平成21年）

他の業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことを目的として創設。

・介護職員処遇改善加算（平成24年）

交付金に代わる仕組みとして、介護報酬における処遇改善加算を創設。

加算要件により５段階（加算Ⅰ～Ⅴ）となっている。

・介護職員等特定処遇改善加算（令和元年）

経験･技能のある介護職員に重点化しつつ､職員のさらなる処遇改善のため創設。

加算要件により２段階（加算Ⅰ、Ⅱ）となっている

処遇改善加算取得状況（平成 30 年度）

	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	計
全　国	67.9%	12.5%	8.7%	0.8%	0.8%	90.7%
八戸市 (R1)	68.6% （75.5%）	12.8% （10.8%）	9.9% （6.1%）	0.4% （0%）	0.4% （0.4%）	92.0% （92.8%）

特定処遇改善加算取得状況（令和元年度　八戸市内事業所）

加算Ⅰ：37.2%　　加算Ⅱ：13.7%

3　介護従事者の賃金実態について

	H26	H27	H28	H29	H30
全　国	215,077 円	217,753 円	224,848 円	227,275 円	231,553 円
青森県	178,401 円	192,134 円	194,598 円	194,035 円	198,281 円

出典：公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査結果」青森県版

4　国（中央最低賃金審議会）の動向について

第 51 回審議会（平成 30 年 7 月 26 日）以降、第 55 回審議会（令和元年 12 月 5 日）までの期間において、全国を適用地域とした特定最低賃金の新設に係る審議は行われていない。

民 生 協 議 会 資 料
令和２年６月 10 日
市民防災部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について

１．事業の目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響を小さく抑え、サービス提供を継続するため、保健所より休業要請を受けた場合等に発生するかかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

２．事業の概要

以下の対象事業所に対して、衛生用品等の備品購入費、介護職員等への手当や（割増）賃金等の経費を補助するものである。

⑴　保健所から休業要請を受けた事業所

⑵　利用者又は職員に感染者が発生した事業所（職員に濃厚接触者が複数発生し、職員が不足した場合も含む）

⑶　濃厚接触者である利用者に対応した事業所

⑷　デイサービスなどの通所事業所であって、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、できる限りのサービス（入浴やリハビリテーション等）を提供した事業所

３．事業費・事業主体

事業費　　8,000 千円（国 2/3　5,333 千円、市 1/3　2,667 千円）

事業主体　都道府県、指定都市、中核市

※市負担分については、地方創生臨時交付金の第二次交付対象である。

４．積算根拠

令和２年５月 15 日付けでの厚生労働省から事務連絡があり、各自治体の目安額が示されたことによる。